

「西宮市立中央図書館移転整備基本構想及び基本計画」策定支援業務 公募型プロポーザル方式業者選定 提案募集要項

1 主旨

本募集要項は、「西宮市立中央図書館移転整備基本構想及び基本計画」（以下、「計画」という。）策定支援業務を委託するに当たり、最も適切な者を当該業務の委託先候補として特定するための手続き等について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

「西宮市立中央図書館移転整備基本構想及び基本計画」策定支援業務

(2) 業務内容（詳細は、別紙仕様書(案)参照）

ア 前提条件の整理と課題抽出

(ア) 現中央図書館等及び地域の現状把握

(イ) 他自治体等の先進事例調査

(ウ) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）及び人口同規模自治体並びに県内自治体との比較検討

(エ) 移転先敷地の概況の把握

(オ) 課題の抽出

イ 計画策定のための意見聴取

(ア) 庁内意見の集約

(イ) 有識者の意見聴取

(ウ) 市民の意見聴取

ウ 計画(案)の作成

◆基本構想及び基本計画（案）の内容【例】

(ア) コンセプト

(イ) サービス内容

(ウ) 諸室の構成及び面積

(エ) 蔵書計画

(オ) 機能相関案

(カ) ビジュアルイメージ

エ 躯体設計事業者への要求事項（案）の作成

(ア) 施設整備計画（案）の作成

(イ) 事業計画（案）の検討

・概算工事費の算出

・スケジュール（案）の作成

オ 開館に向けた市民ニーズの把握及び反映に関する提案

カ 計画策定に必要な会議等の開催支援

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 委託上限金額

6,000千円（税込）

3 プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

なお、参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、契約締結日までに参加資格を欠いた場合は失格とする。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 西宮市指名停止基準による指名停止措置を現に受けている者でないこと。
- ウ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- カ 専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置き、業務の一部を再委託することができる。なお、ア～オの要件は、協力事務所等にも適用する。ただし、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。特に、業務全体の統括・運用・調整に係る部分は再委託できない。
- キ 過去 10 年間（平成 25 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に次に掲げる業務のうち、いずれかを元請として受託し、完了した実績（協力事務所等の実績も含む）を有していること。
 - (ア) 図書館整備に係る構想や計画の策定支援業務（設計業務を含む）
 - (イ) 地方公共団体の図書館を含むまちづくりに関する計画の策定支援業務

（例）総合計画、図書館を含む再開発計画

※「図書館」とは、図書館法第 2 条に規定される「公共図書館」のことをいう。

(2) 共同企業体の場合

- ア 代表企業・構成企業は、他の共同企業体の構成企業又は他の単体企業を兼ねていないこと。
- イ 代表企業・構成企業の出資比率は、それぞれ 20%以上であること。
- ウ 代表企業・構成企業は、前記（1）のア～オの要件を全て満たすこと。
- エ 代表企業・構成企業に、前記（1）のキの要件を満たす者を必ず 1 者は含むこと。

4 業務にあたっての留意事項

別紙の業務委託仕様書(案)に定める業務内容について、本市の指示に柔軟に対応できること。

5 スケジュール

項目	日程	備考
募集開始	令和 5 年 4 月 7 日（金）	HP 公開
質問書の提出期限	4 月 14 日（金）	17 時 30 分まで
質問書への回答	4 月 20 日（木）	HP 公開

参加表明書等の提出期限	4月28日(金)	17時30分まで
1次審査結果の通知	5月9日(火)	
企画提案書等の提出期限	5月25日(木)	17時30分まで
特定委員会(2次審査)	6月8日(木)	時間は別途通知
委託先候補の特定結果通知	6月13日(火)	
契約締結(見込)	6月30日(金)	

6 プロポーザル手続き

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書(様式第9号)に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和5年4月14日(金)17時30分まで(必着)

イ 提出先

西宮市産業文化局生涯学習部生涯学習企画課

ウ 提出方法

電子メール(vo_shogaigakushu@nishi.or.jp)

電話や訪問等による質問には応じません。なお、質問書を提出したときは、確認のため必ず電話で提出した旨の連絡すること。

エ 回答方法

令和5年4月20日(木)までに、全ての質問及び回答を取りまとめたものを西宮市ホームページで公開する。なお、質問への回答内容については、本募集要項の追加又は修正事項とする。

(2) 参加表明書等の提出

参加表明書等は、以下にとおり、提出すること。

ア 提出期限

参加表明書等：令和5年4月28日(金)17時30分まで(必着)

イ 提出場所

西宮市産業文化局生涯学習部生涯学習企画課(西宮市役所本庁舎8階)

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、受付は土日祝を除く9時から17時30分まで。郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。事故等による未着については、本市は一切の責任を負いません。

エ 参加表明書等の提出書類及び部数

- ・参加表明書(様式第1号) 1部
- ・協力事務所等調書(様式第2号) 1部

※協力事務所等を置く場合のみ提出すること。

- ・委任状、入札参加資格確認申請書兼誓約書、共同企業体結成届

特定委託業務共同企業体協定書(様式3-1、3-2、3-3、3-4号) 各1部

※共同企業体のみ提出すること。

※共同企業体協定書については、共同企業体の方式に応じて様式第3-4号(あるいは

様式第 3-3 号と合わせたもの)を提出すること。

- ・業務実績書(様式第 4 号) 正本 1 部、副本 9 部
- ・様式第 4 号の記載内容を証する書類(写し可) 1 部
- ・会社概要(リーフレット等) 1 部
- ◆令和 5 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加する場合は、次の書類も提出すること。
 - ・当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書並びに納税証明書(国税については納税証明書(その 3 の 3)等未納の税額がないことが分かるものと西宮市に本店(本市)にある場合は西宮市税の完納証明書)(いずれも申請日前 3 か月以内に発行されたもの)
 - ・財務諸表(損益計算書、貸借対照表、利益金処分計算書(直近決算のもの。公表資料の写し等で可))

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、以下のとおり、提出すること。

ア 提出期限

企画提案書等：令和 5 年 5 月 25 日(木) 17 時 30 分まで(必着)

イ 提出場所

西宮市産業文化局生涯学習部生涯学習企画課(西宮市役所本庁舎 8 階)

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、受付は土日祝を除く 9 時から 17 時 30 分まで。郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。事故等による未着については、本市は一切の責任を負いません。

エ 企画提案書等の提出書類及び部数

- ・業務実施体制※(様式第 5 号) 正本 1 部、副本 9 部
 - ・業務実施方針※(様式第 6 号) 正本 1 部、副本 9 部
 - ・企画提案書※(様式第 7-1 号、7-2 号) 正本 1 部、副本 9 部
 - ・見積書(様式第 8 号) 1 部
 - ・様式第 5 号の記載内容のうち③保有資格等及び④実績等を証する書類 1 部
- ※業務実施体制、業務実施方針、企画提案書については、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

(4) 参加表明書等及び企画提案書等の作成

「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」のとおりに

7 委託先候補の特定

(1) 第 1 次評価

「3 プロポーザルの参加資格要件」に定める参加資格を審査の上、「公募型プロポーザル参加表明書等評価(第 1 次評価)要領」による評価結果に基づき上位の 5 者を選定する。なお、参加資格要件を全て満たす応募者(以下、「有資格応募者」という。)数が 5 者以下の場合は、全ての有資格応募者を委託先候補として選定する。また、同点となり、上位より 5 番目の評価点の者が複数となった場合、当該有資格応募者を全て委託候補者として選定する。

選定結果は、令和 5 年 5 月 9 日(火)に参加表明書(様式第 1 号)に記載されている E-mail アドレス宛に各応募者に通知するとともに、選定結果の通知書を郵送にて発送する。

(2) 第2次評価（プレゼンテーション等の実施）

市職員で構成する委託先候補特定委員会（以下「特定委員会」という。）において、評価対象事業者によるプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを実施する。

※詳細については、対象者に個別に通知する。

ア 実施日時

令和5年6月8日（木）

※1者当たりの説明（プレゼンテーション）時間は20分以内、ヒアリングは15分程度の予定。

イ 実施場所

西宮市役所本庁舎若しくはその周辺、又は、西宮市立中央図書館

ウ 説明者・出席者

説明・応答は、配置予定の業務責任者又は業務主任技術者が行うこと。

また、出席者については、説明者も含め4名以内とする。

エ 特定結果

令和5年6月13日（火）に、電子メールにより参加表明書（様式第1号）に記載されているE-mailアドレス宛に各委託先候補者に通知するとともに、評価結果通知書を郵送にて発送する。また、後日、ホームページでも特定結果を公表する。

(3) 委託先候補の特定方法等

ア 評価は、特定委員会により行い、最も評価点の高い者を委託先候補として特定する。

イ 最高評価点が複数の場合は、特定委員会の合議により決定する。

(4) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、委託先候補特定の前後を問わず失格とする。なお、ウ又はオに該当する場合においては、指名停止措置を行うことがある。

ア 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適しない場合

イ 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合

ウ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出された書類に重大な誤脱があった場合

オ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

8 評価基準

委託先候補の選定及び特定にあたっての評価基準は次のとおりである。

<第1次評価>

評価分類	評価項目	配点(点)
本店の所在地※	応募者の本店(本社)が西宮市内	5
業務実績	(1) 図書館整備に係る構想や計画の策定支援業務（設計業務を含む）	30
	(2) 地方公共団体の図書館を含むまちづくりに関する計画の策定支援業務	
合計		35

※「図書館」とは、図書館法第2条に規定される「公共図書館」のこと

※同一の地方自治体からの業務実績が複数ある場合は、評価点の高い1件のみを評価対象と

する。

※協力事務所等及び共同企業体の構成企業の業務実績も評価対象に含む。

<第2次評価>

評価項目	評価観点	配点(点)
ア 業務実績等【配点 35 点】		
第1次評価における評価点を第2次評価の評価点とする		35
イ 企画提案内容【配点 110 点】		
提案内容 1	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が的確で、先進性や独創性があるか ・提案内容が、図書館の特性や駅前立地の利便性等を踏まえ、本市の魅力向上につながるものであるか ・提案内容に理論的な裏付けや説得力があるか 	70
提案内容 2	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が的確であるか ・提案内容が本市の特性を考慮した有効な方法であるか 	40
ウ 業務遂行能力【配点 45 点】		
プレゼンテーション ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度や取り組みの姿勢 ・質疑応答の的確性やコミュニケーション能力 	45
エ 業務費用（見積金額）【配点 10 点】		
価格評価の点数＝配点（10 点）×全提案者中最低見積金額／当該見積金額 ※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。		10

【提案内容 1】新中央図書館に関する提案

図書館は、誰もが気軽に利用できる最も身近な公共施設です。新中央図書館は、特急停車駅の阪神西宮駅北側に隣接し、通勤・通学・ショッピングの際に立ち寄りやすい立地であることに加え、市役所本庁舎にも近接し、行政サービスとの連携が容易であることから、従来型の図書館が有する貸出やレファレンス等の機能だけでなく、子育てや地域活動、学校生活など、暮らしの困りごとを幅広くサポートする図書館ならではの課題解決機能が期待されるところです。

上記の趣旨を踏まえ、新中央図書館のコンセプトやサービス内容、機能などについて、以下の項目を盛り込んだ上で、基本的な考え方を簡潔に提案してください。なお、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用してもかまいませんが、設計の内容が具体的に表現されたものは除きます。

- ・デジタル時代の中央館としての図書館に求められる役割と機能
- ・誰もが立ち寄りやすい図書館の特性を生かした、行政施策の推進に資する駅前図書館の活用について
- ・文教住宅都市西宮市の文化的背景及びリソースの活用

【提案内容 2】市民ニーズの把握に関する提案

本業務において実施する、基本構想及び基本計画の策定に必要な市民の意見を聴取する方法を提案してください。また、本計画策定後、市民とともに開館の機運を盛り上げていくための考え方と手法を簡潔に提案してください。

9 契約の締結

委託先候補の特定後、企画提案書等をもとに業務仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約管理課にて契約を締結する。

10 その他の注意事項

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出は、応募者1者につき各1件のみとする。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めない。
ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を企画提案書等の提出期限の令和5年5月25日（木）17時30分までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。
- (6) 配置予定の業務責任者、業務主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。なお、これら極めて特別な場合にやむを得ず配置予定の業務責任者等の変更を行う場合は、協議の上で本市の了解を得ること。また、業務主任技術者と業務従事者の兼任は認めない。
- (7) 提出された書類が著作物に当たる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場がある。
- (8) 委託先候補の特定経過については、本市ホームページ及び図書館ホームページにおいて公表する。
- (9) 契約にあたっては、西宮市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の書式は西宮市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約に関する規則・要綱・基準等＞契約書（契約約款）・特約・誓約書＞業務委託契約書（契約約款）特約含む」で閲覧できますので、事前に記載内容を確認すること。
- (10) 受託事業者には、次年度以降に予定する新中央図書館に係る設計及び建設事業に関して、本業務の成果に関する意図伝達が必要な場合、本契約とは別途、協力を求めることがある。

11 問合せ及び書類の提出先

西宮市産業文化局生涯学習部生涯学習企画課（担当：狩野）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3（西宮市役所本庁舎8階）

Tel：0798-35-3869 Fax：0798-35-0051

E-mail：vo_shogaigakushu@nishi.or.jp